

松江市 報道提供資料

令和5年9月25日

件名

第2回松江市健康まつえ21基本計画推進委員会の開催について

内容

- 1 開催日時 令和5年9月28日(木) 17時～19時
- 2 場所 第2常任委員会室
- 3 審議会などの設立経過
松江市健康まつえ21基本計画推進委員会設置要綱
設置年月日 令和5年5月18日
- 4 審議項目及び内容(公開か非公開を明確に)
別紙のとおり
- 5 委員名簿
別紙のとおり
- 6 審議会などの日程(今後の開催予定など)
第3回推進委員会 令和5年11月16日(木)
第4回推進委員会 令和6年2月1日(木)

【問い合わせ】

健康福祉部 健康推進課 保健企画係 担当：伊藤

電話：0852-60-8174

様式第1号（第3条関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	第2回松江市健康まつえ21基本計画推進委員会
2 設置根拠及び 設置年月日	松江市健康まつえ21基本計画推進委員会設置要綱 設置年月日 令和5年5月18日
3 所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の基本的な事項に関すること。 ・計画の推進に関すること。 ・その他計画の策定及び推進に関し、必要と認められる事項に関すること。
4 開催日時	令和5年9月28日（木）17時00分から19時00分まで
5 開催場所	松江市末次町86番地 松江市役所本館3階 第二常任委員会室
6 議題及び 公開・非公開の別	<p>【すべて公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江市民の健康に関する現状及び課題 ・地域ヒアリングの結果 ・第3次健康まつえ21基本計画骨子（案） ・その他
7 非公開の理由	
8 傍聴手続きの方法	傍聴希望者は、会議の開催15分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入場することができます。 なお、傍聴の申込手続きは先着順で行い、定員になり次第終了いたします。
9 傍聴定員	5人
10 問い合わせ先	健康福祉部 健康推進課 保健企画係 電話 (0852) 60-8174
11 その他	

松江市健康まつえ21基本計画推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）及び食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく松江市健康増進計画及び松江市食育推進計画（以下、「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、及び策定した計画の推進のため、松江市健康まつえ21基本計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の委員は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 計画策定の基本的な事項に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他計画の策定及び推進に関し、必要と認められる事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療団体の推薦を受けた者
- (2) 経済団体の推薦を受けた者
- (3) 地域団体の推薦を受けた者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はこれを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

松江市健康まつえ21基本計画推進委員会委員名簿

(任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日)

◎委員長 ○副委員長

第3条区分	所属	役職	氏名	
(1) 医療	松江市医師会	理事	松本 和也	○
(1) 医療	松江市歯科医師会	会長	吉川 浩郎	
(2) 経済	松江商工会議所	青年部会長	藤井 浩太郎	
(3) 地域	松江市高齢者クラブ連合会	会長	安達 伸次	
(3) 地域	健康まつえ21推進隊長会	代表	勝部 廣三	
(3) 地域	松江市食生活改善推進協議会	会長	高麗 優子	
(3) 地域	松江市PTA連合会	会長	福島 喜美子	
(3) 地域	松江市母子保健推進員協議会	副会長	藤原 みえ子	
(3) 地域	松江市公民館長会	法吉公民館長	若林 三成	
(4) 学識 経験	島根大学医学部環境保健医学講座	教授	名越 究	◎
(4) 学識 経験	島根県栄養士会	会長	名和田 清子	
(5) 市長が認 める者	株式会社長岡塗装店 (健康まつえ応援団)	常務取締役	古志野 純子	

(敬称略・同一区分内50音順)